令和８年（フ）第５５２８号
東京都世田谷区船橋７―17―２―206
破産者　スターポケット合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２９号
東京都世田谷区喜多見９丁目４―７―305
破産者　飛田雄一郎
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８２号
東京都杉並区井草２丁目18番６号　スペランツァ杉並３階
破産者　ナチュラルエフェクト合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８３号
東京都杉並区井草２丁目18―６―301
破産者　岩澤　陽子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８４号
東京都大田区西蒲田４丁目29番11―502号
破産者　アストライオス合同会社
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９０号
東京都台東区東上野１丁目８番２号　オーイズミ東上野ビル東館９Ｆ
破産者　株式会社ＪＡＭソリューション
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６５号
東京都渋谷区神宮前３丁目31番14号　88．ＪＩＮＧＵＭＡＥ102号室
破産者　株式会社ＥＬＴＥ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目６―８―306
破産者　藤井　庄吾
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６９号
東京都足立区中川１丁目20―３―304
破産者　美坐　香菜
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８２号
東京都板橋区上板橋１丁目24番５号　ベイ21・301
破産者　株式会社グレートワン
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８３号
東京都練馬区氷川台２丁目５―14　ホワイトハウス25　201
破産者　ササキ　リバティー　ブランテ
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９８号
東京都豊島区池袋３丁目９―21　トーキョーベータ　要町５　209
破産者　田仲　由敬
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３７号
東京都大田区山王１丁目12―２　ハーモニーレジデンス大森山王　ＴＨＥ　ＧＡＲＤＥＮ　Ｂ101
破産者　賀内　未琴
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７６号
東京都世田谷区赤堤１丁目３―23　母子生活支援施設かわだ316
破産者　呉　　桐叶
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４８号
東京都大田区上池台１丁目10―５―402
破産者　平良　雅臣
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７９号
東京都葛飾区堀切７丁目32―４―309
破産者　野田　　隆
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８１号
東京都江東区北砂１丁目11―１―303
破産者　大塚阿由子
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９３号
東京都世田谷区桜３丁目10―13―101
破産者　柴田　唯奈
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９５号
東京都世田谷区千歳台４丁目30―４―405
破産者　藤木　志保
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０５号
東京都世田谷区南烏山４丁目22―20―205
破産者　木村　紫乃
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２１２号
東京都世田谷区経堂４丁目36―12―101
破産者　谷口　　豊（旧姓長谷川）
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２１４号
東京都大田区池上５丁目７―５―302
破産者　作山　泰貴
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部